

若狭湾国定公園（福井県地域）の公園区域および公園計画の変更案の概要

1. 背景

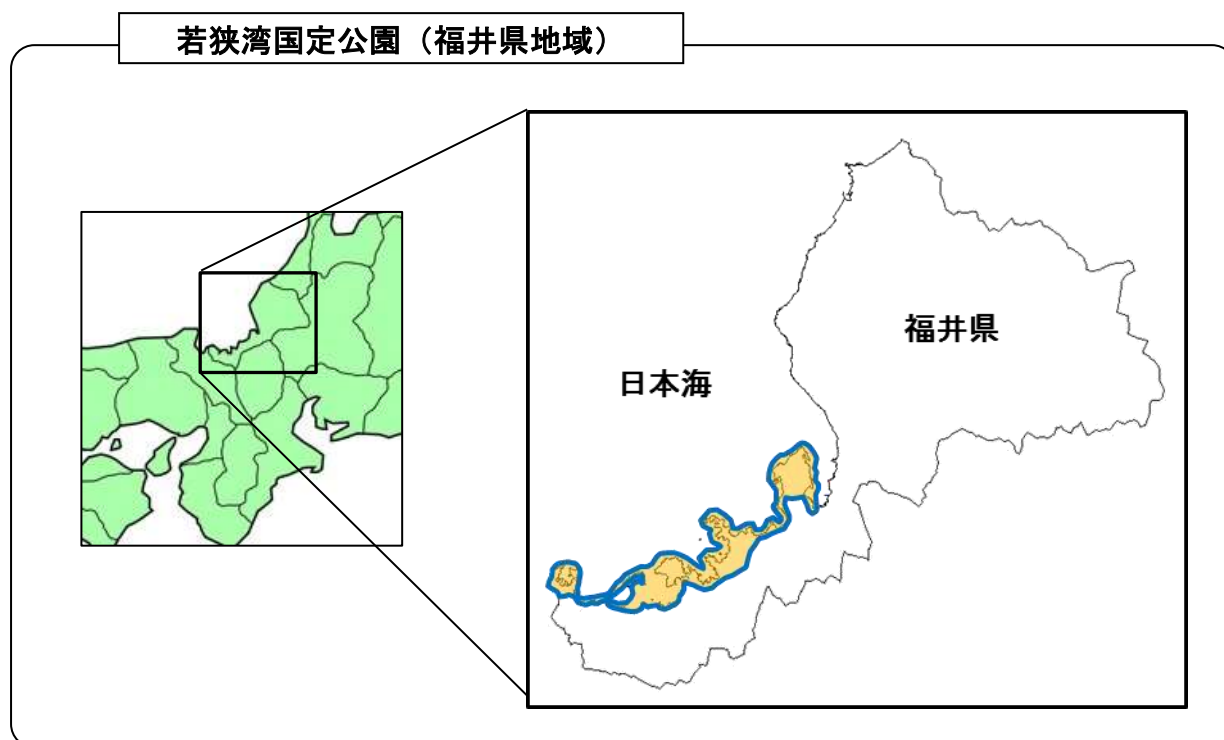
若狭湾国定公園は、福井県と京都府に跨り、福井県敦賀市（気比の松原）から丹後半島基部の京都府与謝郡与謝野町に至る約 75km の海岸、及び京都府与謝郡伊根町（青島）から京都府京丹後市（小浜海岸）に至る約 45km の海岸等を中心として、昭和 30 年 6 月 1 日に指定されました。

福井県地域は、福井県嶺南地方に属する 6 市町が含まれ、福井県敦賀市（気比の松原）から福井県の西端にある大飯郡高浜町に至る約 55km の海岸地域および多くの半島で主に構成されており、リアス海岸や岩石海岸などの海岸景観が特徴です。

当該地域は平成 2 年に全般的な見直し（再検討）が行われ、現在に至っています。

再検討から 26 年が経過し、この間、海岸域の一部で埋立てが行われるなど、自然環境に変化が生じているほか、高速道路の開通に伴い、当該地域の利用動態にも変化が生じています。

このような当該地域を取り巻く自然的・社会的条件の変化を踏まえ、より一層の適切な公園管理と利用促進の観点から、公園区域および公園計画の変更（第 1 次点検）を行うものです。



2. 変更案のポイント

- ① 海岸部の埋立てにより風景の保護の必要性が低下した場所を公園区域から削除します。
- ② 三方五湖の自然環境再生のため、保護施設計画を追加します。
- ③ 適正な利用を図るために必要な施設計画を追加し、今後の整備見込みがなく、公園利用上の必要性が乏しい施設計画を削除します。

3. 変更案の詳細

(1) 公園区域の変更

○削除する区域（海域）

福井県大飯郡高浜町大字安土及び大字下車持の地先海面の一部 △12ha

福井県大飯郡おおい町大字大島及び大字成海の地先海面の一部 △26ha

(2) 保護施設計画の変更

追加：自然再生施設（福井県三方郡美浜町（久々子）～三方上中郡若狭町（海山））

(3) 利用施設計画の変更

○単独施設

追加：博物展示施設（1カ所）、園地（3カ所）

変更：野営場（2カ所）、宿舎（1カ所）、休憩所（1カ所）、水泳場（1カ所）、舟遊場（1カ所）、給水施設（1カ所）、排水施設（1カ所）、公衆便所（1カ所）、駐車場（1カ所）

削除：博物展示施設（1カ所）、園地（5カ所）、野営場（1カ所）、宿舎（1カ所）

○道路（歩道）

変更：三方五湖線（1路線）

【参考】若狭湾国定公園の面積（変更後）

【単位：ha】

	地区	特別保護	特別地域 第1種	特別地域 第2種	特別地域 第3種	（陸域） 普通地域	（陸域） 合計	地区 海域公園	（海域） 普通地域	（海域） 合計
公園 全体		113	943	10,908	6,833	400	19,197	30	—	—
福井県 地域		67	659	9,048	5,480	205	15,459	30	22,089	22,119
京都府 地域		46	284	1,860	1,353	195	3,738	0	—	—